専門研修プログラムに係る愛知県の意見に関する決議

1 協議の趣旨

- 平成30(2018)年7月に一部改正された医師法により、日本専門医機構等は、専門研修に関して厚生労働大臣の意見を聴くこととされ、厚生労働大臣は、日本専門医機構等に意見を述べる場合は、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くこととされている。
- 都道府県知事は、地域の医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点又は研修を受ける機会の確保の観点から改善を求める事項がある場合は、**あらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴いた上で**、厚生労働大臣に意見を述べることとされている。
- この度、厚生労働省から、日本専門医機構から提示された専門研修プログラム及び関連資料が提供されたため、**厚生労働省から示された確認事項について御協議いただきたい**。

2 都道府県による確認事項

厚生労働省から示された都道府県における専門研修プログラムに関する確認事項は、以下のとおり。

<厚生労働省通知(抜粋)>

(1) 国から都道府県への協議について

日本専門医機構が提示した 2024 年度専攻医シーリング案の、都道府県内の医師確保対策 や偏在対策に対する影響について。

- (2) 専門研修プログラムについて
- ① 個別のプログラム の内容 については、 例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・プログラムの 連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策 に配慮されたものであること。
 - ・プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を 与えないこと。
 - ・特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。
- ② 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下の条件を満たし、 都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・内科、小児科、精神科、外科、 整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府 県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
 - ・診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

3 2024 年度専門医シーリングについて

○ 通常募集及び連携プログラムにおけるシーリング数の計算は2023年度と同様とした上で、 2023年度同様足下医師充足率が低い都道府県との特別地域連携プログラムを別途設ける。

4 本県におけるシーリングの状況

資料3-1

- 2018 年度(日本専門医機構による養成開始)及び 2019 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、5 都府県(東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)においては、過去 5 年間の採用数の平均がシーリング数とされた。
- 2020 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングから、都道府県別、診療科別に現在の医師数と将来の必要医師数と比較して、その過不足に基づくシーリングを設定するよう見直しがされ、本県は2020 年度プログラムの専攻医募集ではシーリング対象外となった。
- 2021 年度、2022 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、耳鼻咽喉科で 17 名(連携プログラム数 1 を含む)が上限となり、2023 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、耳鼻咽喉科で 18 名(連携プログラム数 1、特別地域連携プログラム数 1を含む)、2024 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリング案では、耳鼻咽喉科で 18 名(連携プログラム数 1、特別地域連携プログラム数 1を含む)が上限(参考資料 3 − 1 参照)となっている。

5 確認事項における県内の状況等について

- 厚生労働省から示された確認すべき事項における本県の状況並びに今後の対応等については、資料3-2のとおり。
- なお、基本領域別の専門研修プログラムの申請状況については参考資料3-2を、個別の専門研修プログラムの状況については参考資料3-3を参照。

6 提示された専門研修プログラムに対する本県の意見(案)

提示された 2024 年度専攻医シーリング案のとおりシーリングが設定されることにより、本県の医療提供体制の確保に重大な影響を与えるものではないため、**専攻医シーリング案**に対する「意見なし」としたい。

また、提示された専門研修プログラムを実施することにより、本県の医療提供体制の確保 に重大な影響を与えるものではないため、**プログラムに対する「意見なし」としたい**。

く参考>

専門研修に厚生労働大臣・都道府県知事の意見を反映させる制度

医師法第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき(当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

2 (略)

- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べる ときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴か なければならない。
- 4 <u>都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴か</u>なければならない。
- 5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規 定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に 規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見 を反映させるよう努めなければならない。